

令和元年度江南市子ども・子育て会議（第2回）

●開催年月日 令和元年9月30日（月）

●場 所 江南市役所 第3委員会室

●出席者 出席委員 10名

会 長	松 尾 昌 之
副 会 長	沓 名 珠 子
委 員	石 川 勇 男
委 員	伊 藤 靖 祐
委 員	今 井 敦 六
委 員	景 山 豊
委 員	藤 澤 薫
委 員	高 田 和 明
委 員	藤 岡 和 俊
委 員	近 藤 雅 明

欠席委員 4名

委 員	坂 本 奈 々
委 員	笹 瀬 ひ と 美
委 員	丹 羽 義 嗣
委 員	米 嵩 恵 莉 加

説明のため出席した職員

こども未来部長	郷 原 実 智 雄
こども政策課長	鶺 飼 篤 市
こども政策課主幹	平 野 優 子
保 育 課 長	大 島 里 美
保 育 課 主 幹	矢 橋 尚 子
保 育 課 副 主 幹	横 井 貴 司
こども政策課副主幹	長 谷 川 崇
こども政策課副主幹	石 田 哲 也

事務職員 こども政策課書記 古 田 光 明

オブザーバー 株式会社サーベイリサーチセンター 2名

傍聴人 2名

議題

- (1) 保育所等利用調整基準の見直しについて（資料1）
- (2) 特別利用保育制度の導入について（資料2）
- (3) 学童保育所入所基準の見直しについて（資料3）
- (4) 第2期江南市子ども・子育て支援事業計画の策定状況について（資料4）

配布資料

- 資料1-1 保育所等利用調整基準の見直しについて
- 資料1-2 利用調整にかかわる新（案）旧基準指数表の比較
- 資料2 特別利用保育について
- 資料3 放課後児童健全育成事業（学童保育）の入所基準の変更について
- 資料4-1 子ども・子育て支援法に基づく基本方針の改正 新旧対照表
- 資料4-2 第2期江南市子ども・子育て支援事業計画策定内容（案）について
- 資料4-3 【抜粋】教育・保育の量の見込みと確保方策

午前10時00分 開 会

1. あいさつ

2. 議題

- (1) 保育所等利用調整基準の見直しについて（資料1）

事務局より説明

質疑

委員

保育園の入園に際し、きょうだいも別々の園に通うこととなると、運動会等の行事は、父母間で分かれて参観することとなる。また、ひとり親家庭の場合は、どちらかの園の行事に参観できなくなる。保護者からは、同じ園に通わせたいという希望が大半と思われるが、現状、きょうだいも別々の園に入園している件数はどの程度あるか。

事務局

現在30組のきょうだいも、別々の園に入園している状況にあり、過去の実績では、平成29年度が14組、平成30年度が20組となっており、年々増えている状況にあります。特に3歳未満児のお子さんがある場合は、きょうだいも別々になる傾向が高く、以前と比べ母親の就業率が上昇していることが、大きく影響しているのではないかと考えられます。

委員

この見直し案とした場合、きょうだいも別々の園に入園するとい

う状況は、どの程度解消されるのか。また、年度当初の4月は、別々の園に入園しても、途中で空きができれば、きょうだいと同じ園に通えるよう、優先して転園調整されるのか。

事務局 全て解消することは難しいですが、保護者の意向を入園申し込み時に調査し、利用調整をして入園する保育園を選考していきます。その際、4月にきょうだいが希望する園に入園できなかった場合、年度途中で定員に空きができれば、優先的に案内をしていくことで、少しずつ解消していけるのではないかと考えます。

しかしながら、0歳児のお子さんの入園を希望される場合は、0歳児保育の実施園に限られることから、きょうだいが別々となる場合もあります。

委員 審査基準を細分化することによって、入園順位が明瞭となることは良いが、きょうだいでの入園に関する配点が低くなっていることから、別々の園に入園となるケースが増加すると思われる。

この基準の根拠となるものは何か。また、今の時点で見直しを図る理由を伺いたい。

事務局 平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度により策定した子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育の見込み量と地域の状況を踏まえ、利用調整の基本点数や調整指数により、順位を決めるという形をとっています。しかし、計画策定から5年が経過し、保護者の働き方等の実情に変化が生じていますので、令和2年度からスタートする第2期子ども・子育て支援事業計画における保育の見込み量及び地域の特性や昨年度実施したアンケート調査における保護者の意向等を考慮した上で、今回の利用調整基準の見直しを実施したいと考えています。

利用調整基準は、国が定める項目を基本とし、江南市の実情を考慮したものとなります。今回の見直しのポイントは、就労等の要件により、保育の必要性があるかどうかを第一に考え、現状の基準では、きょうだい加点をすることにより、就労等による基本点数の配点を上回り、順位を変えてしまうことから、きょうだい入所の点数を変更することとしました。

なお、きょうだいの取扱いにつきましては、保護者の意向をよく確認し、きょうだいができる限り同一の園に通うことができるよう努めていきます。

委員 今回の見直しで、自営業の方が会社勤務の方と同じ条件に改善されるというのはよいことだと思う。

また、小学校への進学を見据えると、同一小学校区内への保育園へ通いたいとの話も聞くことから、保護者の希望を聞く中で配慮いただきたい。

委員 今回の見直しにおいて、同一敷地内に祖父母が住んでいる場合、考え方に変更はあるのか。

事務局 変更はありません。

(2) 特別利用保育制度の導入について（資料2）

事務局より説明

質疑

委員 わかくさ園は母子通園施設であり、就労していない保護者が4月からの保育園への入園を希望すると、就労要件等から入園が難しいと思われる。今回の制度導入により、幼児教育・保育無償化の対象となるのか。

事務局 わかくさ園に通園している就労していない保護者は、入園の申し込み時に就労予定であれば、通常書類を提出していただきます。

この制度の対象となるのは、お子さんの障害による通院や、療育を受ける必要性により、保護者の就労が安定しないことを考慮し、障害児保育を必要とする私的契約児に、特別利用保育の届出を提出いただくことで、無償化の対象とするものです。現状、要件を満たす就労が困難な方は4名です。

会長 身体障害者手帳、療育手帳、障害児通所施設受給者証の交付を受ける者が対象となっているが、軽度の発達障害は対象になり得るのか。軽度の発達障害にある子どもは、特別利用保育によることなく、通常の保育サービスを受けているということでしょうか。

委員 単に発達障害だけでは、受給者証等の交付を受けるに至らないと思われる。

事務局 就労中もしくは、求職活動中であれば、通常の方と同じ保育サービスを提供します。保護者が健康でもお子さんの看護等で就労ができず、かつ身体障害者手帳や療育手帳などの交付に至っていないケ

一スも想定されます。また、それ以外のケースも考えられるので、個別の事情を踏まえ、制度の対象となるか判断をしていきます。

(3) 学童保育所入所基準の見直しについて (資料3)

事務局より説明

質疑

委員 学童保育の利用する4年生の保護者の就労時間を、16時以降に設定したいということか。

事務局 学校の下校時刻からみるところ、小学4年生の帰宅時間は16時近くなるのではないかと思います。保護者の就労要件である15時以降までの就労時間を、仮に16時以降としても15時に仕事が終われば、大半の方は15時半から16時までには帰宅できると考えます。これらのことから、学童保育の4年生の受入れ時間を、16時以降と改めることを1つの案として、ご意見をいただきたいと思います。

委員 学童保育全体で4年生の占める割合はどの程度か。

事務局 9月1日現在の登録児童数では、年間通しての通年利用で871人中109人、長期学校休業日での長期利用では、291人中56人となります。

委員 4年生の受入れ時間を16時に変更すると、通年利用の109人がどの程度減少するのか。

事務局 4年生の保護者の中で、就労時間が15時台の対象者は18人となります。

委員 4年生の児童が帰宅したとき、一時的に家で1人になるかもしれないが、それほど長い時間になることなく親が帰ってくるのが想定されるため、学童保育ではなく家で児童をみてもらいたいということか。

事務局 学童保育の利用者数は年々増加傾向にあり、今後6年生までの拡大を考慮すると、4年生の受入れ時間の見直しも含めて検討が必要と考えているところです。

委員 学童保育の6年生までの拡大については、出来る小学校区から早期に実施していただきたい。5、6年生であっても、学校から帰宅してから2時間も3時間も家で1人にならないよう、安全確保に取り組んでいただきたい。

委員 学童保育の6年生までの拡大は、市の総合計画上においていつまでの実施となっているか。

事務局 計画上、令和5年を目標としていますが、早期に6年生まで拡大したいと考えています。

(4) 第2期江南市子ども・子育て支援事業計画の策定状況について（資料4）

事務局より説明

質疑

委員より質疑なし

3. その他

事務局より報告

午前11時30分 閉会